

平成 26 年 5 月 日

「観音寺新市民会館管理運営計画（案）」についての
パブリック・コメント手続実施結果

平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの 30 日間「観音寺新市民会館管理運営計画（案）」について実施したパブリック・コメント手続では、1 人から 22 件の意見をいただきました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらの意見について、内容を要約して整理し、それらに対する市の考え方とあわせて以下に示します。

今後とも市政につきまして、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○意見を募集した施策等：「観音寺新市民会館管理運営計画（案）」

○提出意見 <意見の提出者数> 1 名 <意見の数> 22 件

<意見の提出方法> 意見書による意見の提出 1 件

No.	該当箇所	ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
1	全般	全文を通じ「新市民会館」と「市民会館」の表記が混在しています。明らかに「市民会館（一般名詞）」と思われる部分もあるが、両者が混同されているので整理をしてほしい。	表記が混在していると認められる部分は統一します。
2	全般	内容は「管理運営方針」の段階です。具体的数値（概数）がなければ、「管理運営方針」の域を出ません。「管理運営計画」の（案）であるならば具体的数値（概数）の提示を要望します。	今後、具体的な数値（概数）を確定させていきます。
3	全般	「管理運営実施計画」を策定するのなら、再度のパブリックコメントの実施を要望します。	「管理運営実施計画」の策定は計画していません。
4	第 1 章 管理運営計画策定の目的 (1 頁)	なお、この管理運営計画は、市内の文化、芸術又は市民会館整備に関して高い識見を持っている人など 11 名で組織する「観音寺市民会	当該文言は必要と考えています。

		<p>館管理運営検討委員会」で出された意見を踏まえながら策定しています。</p> <p>上記の文言は、「管理運営計画策定の目的」に関して、無関係なので削除することを要望します。</p>	
5	<p>第2章 基本方針 1 活動方針 (3頁)</p>	<p>観音寺新市民会館建設基本構想 4 市民が集い元気いっぱいの「文化交流の場」</p> <p>「文化交流」は一般的に「異なる文化との交流」を意味しています。上記の内容は「文化交流の場」より「市民交流の場」を意味しており「文化交流の場」から「市民交流の場」への表記の変更を要望します。</p>	<p>観音寺新市民会館建設基本構想は平成24年3月に策定済みであり、表記の変更はできません。</p> <p>なお、「文化交流の場」とは、異なる文化の交流の場とするとともに、その文化の交流が様々な人を集め、さらなる交流へと発展させていく場ということです。</p>
6	<p>第2章 基本方針 1 活動方針 (3頁)</p>	<p>観音寺新市民会館建設基本構想 5 癒しと環境の「憩いの場」</p> <p>現観音寺市立観音寺南小学校の緑地等を利活用した整備を行い、(後略)</p> <p>平成26年4月以降に有効となる計画なら「現観音寺南小学校」は存在しません。「旧観音寺南小学校」に表記を変更することを求めます。</p>	<p>観音寺新市民会館建設基本構想は平成24年3月に策定済みであり、表記の変更はできません。</p>
7	<p>第2章 基本方針 1 活動方針 (3頁)</p>	<p>観音寺新市民会館建設基本構想 4 市民が集い元気いっぱいの「文化交流の場」</p> <p>5 癒しと環境の「憩いの場」</p> <p>「市民交流の場」・「憩いの場」・コンベンションホールとして不可欠な、飲食可能な設備として旧市民会館開館当時にあった喫茶店やレストラン等と同様な近隣商業施設の一部としても有用な、喫茶・食堂類の設置・充実を要望します。</p>	<p>喫茶・食堂類については、観音寺新市民会館内ではなく周辺の商店街等に設置していただくことにより、来館者の広範囲な流れを生み出すことをめざしており、それらを中心市街地の活性化につなげていきたいと考えています。</p> <p>なお、観音寺新市民会館のロビー等に、来館者や市民の皆さまが憩えるスペース</p>

			を設置する計画です。
8	第2章 基本方針 1 活動方針 (3頁)	<p>観音寺新市民会館建設基本構想 5 癒しと環境の「憩いの場」 緑に配慮し、また、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設をめざします。</p> <p>「緑に配慮し」という抽象表現ではなく、外構緑化、屋上緑化、壁面緑化等の具体的表現を要望します。</p> <p>また「住宅用太陽光発電システム補助金」により市民に「太陽光発電」と奨励している現状を踏まえると、市の公共施設に率先して「太陽光発電」を設置すべきであり、設置することを要望します。</p> <p>さらに、環境に配慮し、省エネ効果のある、「地熱発電」「風力発電」「雨水の緑化、トイレ洗浄水への利用」等の設置を要望します。</p>	<p>観音寺新市民会館建設基本構想は平成24年3月に策定済みであり、表記の変更はできません。</p> <p>なお、「太陽光発電システム」等については、一部を導入する計画です。</p>
9	第2章 基本方針 1 活動方針 (3頁)	<p>「憩いの場」として、特に、児童・生徒への健康環境としての「敷地内完全禁煙」を要望します。</p> <p>また、火災予防、物品損傷防止、空調設備メンテナンス費、清掃費等の削減面からも「敷地内完全禁煙」の徹底を要望いたします。</p>	<p>施設内は完全禁煙とする計画です。</p> <p>敷地内の完全禁煙については、今後検討していきます。</p>
10	第2章 基本方針 1 活動方針 (3頁)	<p>観音寺新市民会館建設基本計画 3 地域活動グループが文化芸術創造者として支援できる施設 「地域活動グループ」は主語ではなく、目的語でなければ、この文章は意味をなさないの、「が」を「を」への修正を要望します。</p> <p>次に「地域活動グループ」に限定ではなく「個人」も含む「個人及び地域活動グループ」への変更を</p>	<p>観音寺新市民会館建設基本計画は平成25年2月に策定済みであり、表記の変更はできません。</p> <p>なお、個人で活動している人を除外するものではありません。</p>

		<p>要望いたします。</p> <p>若しくは「個人及び地域活動グループが文化芸術創造者として活動できる施設」への変更を要望します。</p>	
11	<p>第2章 基本方針 2 事業方針 (4頁)</p>	<p>新市民会館では次の5つの事業を行っていきます。</p> <p>(1)育成普及事業 (2)活動支援事業 (3)鑑賞事業 (4)交流事業 (5)情報発信事業</p> <p>(1)～(5)は主催(自主)事業で、当然必要な事業です。</p> <p>しかし、「新市民会館」の運営計画において主催(自主)事業以外である、「施設提供事業(貸館事業)(仮称)」が含まれていません。</p> <p>施設を貸出しする貸館事業は、一般的に開館日数に占める日数が自主事業よりも多く、市民の文化交流活動に結びつく事業となることから、事業の運営上、大きな柱となるものです。</p> <p>そのため市民の文化交流活動を進めるための重要な事業として捉え、自主事業と同じく積極的に推進することを要望します。</p> <p>特に文化芸術団体への貸出しをはじめとした、発表の場の提供、日常的な活動支援の場の提供といった役割が大きいため、事業方針の1項目として、「施設提供事業(貸館事業)(仮称)」を明記することを要望します。</p>	<p>施設提供事業(貸館事業)は自主事業((1)～(5))と同等の重要な事業であると位置づけしています。</p> <p>そのため、単独の事業ではなく、自主事業((1)～(5))と連携させながら、事業を進めていきます。</p>
12	<p>第3章 事業計画 1 事業概要 (5頁)</p>	<p>(2)活動支援事業 (前略)発表で利用する際の技術的な指導・助言などを行うほか、 (後略)</p>	<p>「発表」に限定したのではなく、一例として記載しています。</p>

		「発表」に限定するのではない「発表等」へ変更を要望します。	
13	第3章 事業計画 1 事業概要 (6頁)	(5)情報発信事業 観音寺市の「ホームページ」「MBC三豊ケーブル放送」でのデータ放送」これらの現状から言うと、情報発信機能の管理・運営が良好に実施できるか、非常に疑問が残ります。「情報発信事業」のための専属スタッフの確保・充実を要望いたします。	指定管理者とともに、必要な人材の確保に努めていきます。
14	新市民会館事業 想定 (7頁)	施設提供事業（貸館事業） ホール・諸室の貸出しを行う。「事業内容」が「ホール・諸室の貸出しを行う。」では、子供の作文レベルです。「事業内容」として「コンベンションホールとしての事業（行事）企画・運営」等の内容を、追加することを要望します。 また、これらの事業内容を推進できる人材・スタッフの確保・充実を要望します。	施設提供事業（貸館事業）は自主事業（(1)～(5)）と同等の重要な事業であると位置づけしています。 そのため、単独の事業ではなく、自主事業（(1)～(5)）と連携させながら、事業を進めていきます。 指定管理者とともに、必要な人材の確保に努めていきます。
15	第3章 事業計画 2 中長期計画 (8頁)	新市民会館の基本理念を実現していくため、継続的に事業を行っていくことが必要であり、そのための事業評価を行う「評価委員会(仮称)」等の組織の設置を要望します。	観音寺新市民会館が実施した事業に関する評価を行う組織を設置する計画です。
16	第4章 管理運営 1 管理運営の考え方 (14頁)	「運営委員会(仮称)」等の組織の設置を要望します。	市民協働の面から、観音寺新市民会館の管理運営に関与できる機会を設けていきます。
17	第4章 管理運営 2 管理運営(施設提供)のシステム	(カ)優先利用 市民や市民で構成する団体、興業事業者、実演団体、国、県、観音寺市、地方自治体及び、共催・協	利用希望日が重なった場合は、当事者間の話し合い又は抽選により決定する計画です。

	(17 頁)	賛・後援等、各種利用者の優先順序を判断する必要があるはずで す。これらを滞りなく、公平に判 断しうる「選定委員会（仮称）」等 の組織の設置を要望します。	
18	第 5 章 運営組織 4 新市民会館に おける運営組織 (22 頁)	運営組織として、管理・運営・事 業を切り分けて指定管理者を募集 する方法を提案します。 例えば事業を直営または財団等に 非公募選定ないし委託を行い、運 営管理で指定管理者を公募する方 法等があります。 また、P F I 事業者を指定管理者 として起用し、民間の資金、経営 能力、技術的能力を活用する方 法を選択肢の一つとして追加する ことを要望します。 「直営及び指定管理者制度の導入 についての整理」に、効率的かつ 効果的に公共サービスを提供する ことが出来る、P F I 法による民 間の資金、経営能力、技術的能力 の活用を追加することを要望しま す。	指定管理者制度を導入し、 管理・運営・事業を一体と した指定管理者の募集を計 画しており、分離する考え はありません。 P F I 法による民間の活用 は、実績面や収益性等から 活用する考えはありません。
19	第 5 章 運営組織 4 新市民会館に おける運営組織 (22 頁)	指定管理者の選定について、以下 の事項を要望いたします。 「指定管理者選定会議」の会議自 体が非公開であり、かつ、選定委 員が委員長の副市長以下市職員 のみで実施されているのは、香川 県及び県下 8 市で、観音寺市ぐ らいです。「指定管理者選定会議」 について、「会議の公開」を要望 します。選定委員に、「外部学識 経験者等を加えること」を要望 します。	指定管理者の選定について は、観音寺新市民会館の設 置目的の達成を第一とした 審査基準を設定し、選定す る計画です。
20	第 6 章 収支計画 2 支出想定	ア 他の公立文化施設の状況 平成 12 年度に財団法人地域創造 が行った「公共ホールの計画づく	公的機関が実施した、公立 文化施設の支出に関する調 査データとしては、今回の

	(23 頁)	<p>りに関する調査研究」</p> <p>15 年以上前のデータであり、現在としては、あまりにも古すぎ信頼性に乏しいデータです。せめて、「平成 20 年度に有限会社空間創造研究所が行った調査」と見合うデータでないと、データ間の整合性・相関性が評価できません。</p> <p>これでは、正確な「支出想定」は不可能です。</p> <p>最新のデータにて、再検討を行うことを要望します。</p>	<p>調査が最新であります。</p> <p>ただし、ご指摘のように 15 年以上前のデータであり、今後、最新のデータの収集に努めていきます。</p>
21	<p>第 6 章 収支計画 3 収入想定 (25 頁)</p>	<p>(2)使用料収入</p> <p>ア 他の公立文化施設の状況</p> <p>社団法人全国公立文化施設協会が実施した、「公立文化施設現況調査－施設管理運営状況－」（発行：平成 12 年 7 月）によると、平成 10 年度におけるホールなどの維持管理費における使用料収入の割合（使用料収入率）は、次のとおりです。</p> <p>「支出想定」のデータと同様に 15 年以上前のデータです。</p> <p>どちらも 15 年前のデータであることでは整合性・相関性はあるかもしれませんが、余りにも古すぎる将来の収入想定としては、信頼性の薄いデータです。</p> <p>最新のデータにて、再検討を行うことを要望します。</p>	<p>公的機関が実施した、公立文化施設の使用料収入に関する調査データとしては、今回の調査が最新であります。</p> <p>ただし、ご指摘のように 15 年以上前のデータであり、今後、最新のデータの収集に努めていきます。</p>
22	<p>第 6 章 収支計画 4 収支想定 (25 頁)</p>	<p>これは「管理運営計画」作製用資料または、テキストの説明図レベルであり、「管理運営方針」の概要説明図としては有効ですが、「管理計画（案）」の「収支想定」の説明図としては、全く不適切であり、想定金額（概数）が示されていない場合は、全くの無意味です。</p>	<p>今後、具体的な数値（概数）を確定させていきます。</p>

		<p>想定ではなく、「収支の概念」を説明した「収支概念説明図」です。</p> <p>特に、一番重要な、「観音寺市の負担＝観音寺市民の負担」の想定金額（概数）を示していない、数値管理の無い「管理運営計画（案）」では意味がなく、無駄です。</p> <p>次段階として「管理運営実施計画」に進むにも、「指定管理者」の選定を行うにしても、目標数値の設定が明確でなければ、信頼に足る「管理運営実施計画」・「指定管理者」の選定も実施できるはずがありません。</p> <p>事業費・人件費・維持管理費・事業収入・観音寺市の負担・使用料収入について、各々の最新データに基づいた想定金額を提示することを要望します。</p>	
--	--	--	--

【連絡先】

政策部庁舎等整備課施設整備係

電 話：0875-23-3951

F A X：0875-23-3920

E-mai：chousyaseibi@city.kanonji.lg.jp